

○大雪消防組合消防団員の定員、任免、 服務等に関する条例

〔昭和48年4月2日〕
〔条例第6号〕

改正	昭和49年3月26日条例第3号	昭和49年4月2日条例第8号
	昭和50年3月20日条例第3号	昭和51年10月19日条例第6号
	昭和52年4月1日条例第3号	昭和52年12月20日条例第5号
	昭和54年3月29日条例第2号	昭和56年7月1日条例第2号
	昭和56年12月30日条例第3号	昭和59年3月31日条例第2号
	昭和59年9月26日条例第4号	昭和61年4月1日条例第2号
	昭和62年4月1日条例第3号	平成元年3月30日条例第2号
	平成3年3月27日条例第2号	平成4年3月31日条例第6号
	平成8年3月29日条例第1号	平成10年3月30日条例第3号
	平成12年3月30日条例第5号	平成15年3月28日条例第6号
	平成19年9月26日条例第3号	平成21年3月30日条例第3号
	平成22年3月31日条例第1号	平成26年4月1日条例第17号
	平成29年12月22日条例第2号	令和元年12月20日条例第4号

（趣旨）

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第19条第2項及び第23条第1項の規定に基づき、大雪消防組合非常勤消防団員（以下「団員」という。）の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いについて定めるものとする。

（定員）

第2条 団員の定員は、次のとおりとする。

美瑛消防団	140名
東川消防団	93名
東神楽消防団	85名
当麻消防団	120名
比布消防団	66名
愛別消防団	81名

（任用）

第3条 消防団長（以下「団長」という。）は、消防団の推せんに基づき管理者が任命し、その他の団員は、団長が次に掲げる資格を有する者のうちから管理者の承認を得て任命する。

- （1）当該消防団の区域内に居住し、又は勤務する者
- （2）満18歳以上の者
- （3）志操堅固で、かつ身体強健な者

2 団長の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。

（欠格事項）

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。

- （1）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- （2）第7条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

第7編 消防団（大雪消防組合消防団員の定員、任免、服務に関する条例）

- (3) 6月以上の長期にわたり、居住地を離れて生活するのを常とする者
(分限)

第5条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

- (1) 勤務成績が良くない場合
(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
(3) 前2号に規定する場合のほか、団員に必要な適格性を欠く場合
(4) 定数の改廃により過員を生じた場合

2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。

- (1) 前条各号（第3号を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。
(2) 第3条第1項各号（第2号を除く。）に規定する資格を有しなくなったとき。

(退職)

第6条 団員を退職しようとするときは、あらかじめ文書により任命権者に届け出て、その許可を受けなければならない。

(懲戒)

第7条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合には、懲戒処分として、戒告し、停職し、又は免職することができる。

- (1) 消防に関する法令、条例又は規則に違反した場合
(2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
(3) 団員としてふさわしくない非行があった場合

2 停職は、1年以内の期間を定めて行う。

(服務)

第8条 団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。この場合において、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。

第9条 消防団が水火災その他の災害の現場に出動したときは、次に掲げる事項を遵守し、又は留意しなければならない。

- (1) 団員は、団長の指揮の下に行動すること。
(2) 災害現場での活動は、迅速かつ適切に行うこと。
(3) 消防団の分団は、相互に連絡し、協調すること。

2 災害現場に到着した消防団は、設備、機械器具及び資材を最高度に活用して、生命身体及び財産の救護に当たり、損害を最小限度に留めて災害の防御及び鎮圧に努めなければならない。

3 出動した団員が解散する場合は、人員及び携帯器具について、点検を受けなければならない。

第10条 団員が10日以上居住地を離れる場合は、団長にあつては管理者に、その他の者にあつては団長に届け出なければならない。

(規律)

第11条 団員は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 規律を遵守し、上長の指揮指令のもとに、上下一体となって事に当ること。

第7編 消防団（大雪消防組合消防団員の定員、任免、服務に関する条例）

- (2) 上下同僚の間は、互いに敬愛し礼節を重んじ信義を厚くし、常に言行を慎むこと。
- (3) 職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- (4) 消防団の運営を阻害し、若しくはその活動を低下させる等の集団行動を行ってはならない。

（報酬）

第12条 団員には、別表第1に定める報酬をその者の出勤率の区分に応じて、次に定める支給割合を乗じて得た額を支給するものとする。

出 勤 率	支 給 割 合
100分の50以上	100分の100
100分の30以上100分の50未満	100分の60
100分の零を超え100分の30未満	100分の40
100分の零	100分の零

- 2 前項の報酬の支給月は、毎年10月及び4月とする。
- 3 年度途中において、任命又は退職した団員の報酬は、任命された団員については任命の日から、また退職団員にあつては、退職する日までの分について第1項の規定により算出した額を日割計算して支給する。
- 4 団員が年の途中で階級等の異動により報酬の額に変動があつたときは、その異動のあつた日から第1項の額を日割計算して支給する。

（費用弁償）

第13条 団員が火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、別表第2に定める費用弁償を支給する。

- 2 団員が会議等の招集に応じ出席し、又は公務のため旅行した場合には、別表第3に定める旅費を支給する。
- 3 団員が教育、研修又は講習を受けるため、4日以上にわたる出張で宿泊を伴う場合には、日額旅費を支給する。
 - (1) 日額旅費は、最初の用務地に到着した日の翌日から最後の用務地を出発する日までの出張期間について支給する。
 - (2) 日額旅費の額は、3,500円とする。

第14条 前2条に定めるものを除くほか、報酬及び費用弁償の支給方法については、特別職の報酬及び費用弁償の支給の例による。

（公務災害補償）

第15条 団員が公務により、死亡又は負傷し、若しくは疾病にかかった場合には、北海道市町村総合事務組合において共同処理する市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和32年北海道市町村総合事務組合条例第1号）に基づき、当該団員又は遺族若しくは被扶養者に対し損害を補償する。

（退職報償金）

第16条 法第25条の規定により、団員が5年以上勤務して退職した場合には、北海道市町

第7編 消防団（大雪消防組合消防団員の定員、任免、服務に関する条例）

村総合事務組合において共同処理する市町村非常勤消防団員退職報償金支給条例（昭和39年北海道市町村総合事務組合条例第3号）に基づき、退職報償金を支給する。

（委任）

第17条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則（昭和49年3月26日条例第3号）

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年4月2日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年3月20日条例第3号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の規定（以下「改正後の条例」という。）は、昭和50年4月1日から適用する。ただし、改正後の条例別表第1及び第2の規定は、昭和50年1月1日から適用する。

附 則（昭和51年10月19日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和51年10月1日から適用する。

附 則（昭和52年4月1日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年12月20日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和52年10月1日から適用する。

附 則（昭和54年3月29日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則（昭和56年7月1日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

附 則（昭和56年12月30日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年3月31日条例第2号）

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年9月26日条例第4号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の大雪消防組合消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の規定は、昭和59年4月1日から適用する。

附 則（昭和61年4月1日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年4月1日条例第3号）

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月30日条例第2号）

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

第7編 消防団（大雪消防組合消防団員の定員、任免、服務に関する条例）

附 則（平成3年3月27日条例第2号）

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月31日条例第6号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月29日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則（平成10年3月30日条例第3号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月30日条例第5号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月28日条例第6号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成19年9月26日条例第3号）

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日条例第3号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日条例第1号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日条例第17号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月25日条例第2号）

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、施行の日前から引き続き在職する消防団長の任期は、改正後の大雪消防組合消防団の定員、任免、服務等に関する条例第3条第2項の規定にかかわらず、その任期中に限り、なお従前の例による。

附 則（令和元年12月20日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

第7編 消防団（大雪消防組合消防団員の定員、任免、服務に関する条例）

別表第1（第12条関係）

階 級	年 報 酬 額	摘 要
団 長	140,000 円	
副 団 長	91,000 円	
分 団 長	76,000 円	
副 分 団 長	61,000 円	
部 長	53,000 円	
班 長	44,000 円	
団 員	40,000 円	

別表第2（第13条関係）

災害出動等の費用弁償

区 分	支 給 単 位	金 額	摘 要
火災等災害出動	1 回につき	5,400 円	1 回は、4 時間とする。
訓 練 出 動		4,200 円	
警 戒 出 動		4,200 円	
その他必要と認められる勤務		4,200 円	

別表第3（第13条関係）

消防団員旅費

階 級	支 給 額
団長	関係町の副町長の旅費相当額とする。
団員（団長を除く。）	関係町の一般職員の旅費相当額とする。

備考

団員の旅費の支給については、上記の表による区分のほか関係町の定める特別職の職員の給与等に関する条例及び特別職で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例並びに職員の旅費に関する規定を準用するものとする。

(~1230)